



預ける、利用する

子どもを預ける

● 子どもを預ける

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

お子様を日々預ける施設・事業所として、以下のような種類があります。

幼稚園	保育所
幼児期の教育を行う学校 ●対象・・・満3~5歳 ●利用時間・・・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や休業中の教育活動(預かり保育)などを実施 ●利用できる保護者・・・制限なし (詳しくは、P16へ)	就労、病気、介護などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設 ●対象・・・0~5歳 ●利用時間・・・夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者・・・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者 (詳しくは、P15へ)
教育と保育を一体的に行う施設 ●対象・・・0~5歳 ●利用時間および利用できる保護者・・・幼児教育利用は幼稚園と同じ、保育利用は保育所と同じ 保護者の離職など、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できる (詳しくは、P16へ)	少人数で、0~2歳の子どもの預かる事業 ●対象・・・0~2歳 ●利用時間および利用できる保護者・・・保育所と同じ ●種類・・・小規模保育、家庭的保育、事業所内保育 ※小規模保育は市町村の判断で3歳以上児の受け入れも可能 (詳しくは、P15へ)
認定こども園	地域型保育事業所



市町村の認定

これらの施設を利用するには、市町村から認定を受ける必要があります。この認定は、希望する施設やお子様の年齢、保護者の就労状況などに応じて3つに区分されます。

市町村による3つの認定区分

- 1号認定・・・満3歳以上で幼稚園、認定こども園(幼児教育)の利用を希望する場合
- 2号認定・・・3歳以上で保育所、認定こども園(保育)の利用を希望し、保育の必要な事由*に該当する場合
- 3号認定・・・3歳未満で保育所、認定こども園(保育)、小規模保育などの利用を希望し、保育の必要な事由*に該当する場合

*保育の必要な事由とは、就労、病気、介護などのため、保護者が家庭で保育できないと市町村が認めるものです。

保育料

これらの施設を利用する場合、保護者の所得状況や子どもの年齢に応じて市町村が設定する保育料を納めていただきます。(保育料の軽減については、P15へ)

※一部の私立幼稚園では、幼稚園が保育料を定めている場合があります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

子どもを預ける

利用手続き

利用手続きは、施設によって異なります。

施設によって異なる入園手続き

■ 幼稚園、認定子ども園（幼児教育）の利用を希望する場合

1号認定



■ 保育所、認定子ども園（保育）、小規模保育などの利用を希望する場合

2号認定

3号認定



※認定申請と利用申し込みは同時に行うこともできます。また、施設を通じて申請を行うこととしている市町村もあります。詳しくは市町村にお問い合わせください。（各市町村の窓口は、P31～49）

※私立幼稚園については、各園にお問い合わせください。（保育施設等一覧は、P50～）

多様な保育サービス

お問い合わせ | 各市町村 (P31～49)

これらの施設以外にも、以下のような多様な保育サービスがあります。

（お住まいの地域でこれらのサービスが利用できるかは、市町村 (P31～49) へお問い合わせください。）

一時預かり (P50～58)	パートタイムなどの就労形態や、保護者の病気、冠婚葬祭、学校行事への参加、ボランティア活動などの理由で一時的に保育ができない場合に、保育所や認定子ども園などで一時的に保育を行います。
病児・病後児保育 (P59～61)	病気の子供、あるいは病気の回復期にある子供を、病院・保育所等に付設された専用スペースで保育や看護を行います。（詳しくは、P18を御覧ください。）
ファミリー・サポート・センター (P61～P62)	子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、手助けをしたい人（提供会員）の相互援助活動の仲介をします。（詳しくは、P20を御覧ください。）
ショートステイ	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張等で、数日間にわたって子どもの保育ができないとき、児童養護施設、乳児院等に、宿泊を含めて子どもを預けることができます。 * 利用日数：7日以内 * 利用料金：所得により1日あたり無料～6,000円程度
トワイライトステイ	保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、午後6時頃から10時頃まで児童養護施設、乳児院等で子どもを預かり、夕食を提供します。 * 利用料金：所得により1日あたり無料～1,500円程度

*利用できるのは、実施している市町村に居住されている方に限られています。